

「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源のひとつとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討している。

法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員への給与総額などが新たな課税対象となる。大半は給与部分に課せられる仕組みで、企業が人を雇うほど、正社員化すればするほど増税されることとなり、税額を減らすためにはリストラや非正規化などを進めるしか策はないため失業者を増やし、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与え、ますます不況を加速することにつながるものである。

北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝においても例外ではなく、急激な円安に伴う輸入原材料、燃油価格等の上昇といったマイナスの影響や、さらには、電気料金の再値上げによる影響も加わるなど、このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税は、経営の意欲を損なうものであり、しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねます。

よって、道内企業数の99.8%、雇用者数で83.3%を占める中小企業の経営と雇用を守るため、外形標準課税の導入等による増税を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月16日

北海道士幌町議会議長 加納 三司

提出先

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様